

# 長崎県公立大学法人教員業績評価規程

〔平成 20 年 4 月 1 日〕  
規 程 第 7 3 号

改正 平成26年 3 月 24 日規程第10号  
改正 平成30年 5 月 8 日規程第36号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、長崎県公立大学法人職員就業規則（平成 17 年 4 月 1 日規則第 5 号、以下「就業規則」という。）第 11 条の規定に基づき実施する教員の業績に係る評価（以下「業績評価」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正 [平成26年規程第10号]

(業績評価)

第 2 条 業績評価は、長崎県立大学の教員評価の実施に関する基本方針に基づいて行なわれる教員評価（以下「教員評価」という。）の結果を基に行うものとする。

一部改正 [平成26年規程第10号]

(評価対象者)

第 3 条 業績評価の対象は、就業規則第 2 条第 2 項に規定する教員のうち副学長を除く者とする。

一部改正[平成 30 年規程第 36 号]

(評価対象期間)

第 4 条 業績評価の対象期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

2 前項に規定する期間の業績評価を、その翌年度に確定する。

(業績評価委員会)

第 5 条 業績評価を実施するために、業績評価委員会を設置する。

2 業績評価委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長（学長）
- (3) 専務理事
- (4) 副学長
- (5) シーボルト校事務局長
- (6) その他理事長が必要と認めた者

3 業績評価委員会は次に掲げる事項を実施する。

- (1) 業績評価に関する事項
- (2) その他業績評価に関し必要な事項

4 業績評価委員会の委員長は、理事長をもって充てる。

5 業績評価委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

一部改正 [平成26年規程第10号]

(業績評価の実施)

第6条 業績評価委員会は、教員評価の結果を基に、次の手順で業績評価を行う。

- (1) 各学部の職位毎(教授、准教授・講師、助教の3区分)で実施する。なお、職位の区分は、第4条第1項に規定する評価対象期間の職位によるものとする。
- (2) 教員評価の最終評点を基に、各学部の職位毎に順位付けを実施する。
- (3) 前号の順位を基に、A(被評価者のうち、評価順位が上位1/3以上の者)又はB(被評価者のうち、A評価以外の者)の評価を行う。

2 委員長は、業績評価委員会が前項第3号の評価を行ったとき及び第7条第2項の規定による給与への反映を講じたときは、すみやかに被評価者にその結果を業績評価結果通知書(様式第1号)により通知する。

追加 [平成26年規程第10号]

(評価結果の活用)

第7条 理事長は、業績評価結果を被評価者の諸活動の活性化を促すために活用するものとする。

- 2 理事長は、前条第1項第3号による評価でAの評価を受けた者のうち、理事長が特に高い評価を与えた者に対し、給与への反映を講ずることができるものとし、その数は被評価者数の10分の1程度とする。
- 3 理事長は、被評価者のうち特に低い評価を受けた者(教員評価において最終個人評価(以下「個人評価」という。)1に該当した被評価者)について、次に掲げる措置を講ずるものとする。
  - (1) 給与 第4条第1項に規定する評価対象期間の翌年12月期勤労手当の成績率を減ずる。
  - (2) 昇任 第4条第1項に規定する評価対象期間の翌年度の昇任申請を認めない。
  - (3) 再任 期間を定めた労働契約を締結する被評価者のうち、同一職位の任期期間中、個人評価1に3回以上該当し、かつ改善の見込みのない被評価者は、再任しない。
- 4 理事長は、前項により講ずる措置を、措置通知書(様式第2号)により被評価者へ通知するものとする。

一部改正 [平成26年規程第10号]

(業績評価の結果の公表)

第8条 業績評価の結果は、個人情報として取り扱い、原則として公表しない。

(事務)

第9条 この規程に関する事務は、長崎県公立大学法人事務局総務課において行なう。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行日)

1. この規程は平成20年4月1日から施行し、この規程により最初に実施する業績評価は、平成20年度の実績を用いて平成21年度に行うものとする。

(施行日前在職者の取扱)

2. 施行日前から引き続き在職する教員の第7条第3項第3号の適用については、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 承継教員から期間を定めた労働契約を締結する教員(以下「任期制教員」という。)に

移行した教員は、移行した年度の実績を用いたその翌年度の教員評価から適用するものとする。

- (2) 任期制教員として採用された教員については、任期初年度の実績を用いたその翌年度の教員評価から適用するものとする。

附 則（平成 26 年 3 月 24 日規程第 10 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 5 月 8 日規程第 36 号）

この規程は、平成 30 年 5 月 8 日から施行し、改正後の長崎県公立大学法人教員業績評価規程の規定は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

平成 年 月 日

様

長崎県公立大学法人  
理事長  
(業績評価委員会委員長)

平成 年度 業績評価結果通知書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第6条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

1. 評価

所属学部における 職位での評価	給与への反映の有無
A又はB	<input type="checkbox"/> 有 平成 年 月期勤勉手当において 円を加算する  <input type="checkbox"/> 無

【評価】 A：被評価者のうち、評価順位が上位1／3以上の者  
B：被評価者のうち、A評価以外の者

2. 任期期間中の個人評価

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度

平成 年 月 日

様

長崎県公立大学法人  
理事長

措置通知書

長崎県公立大学法人教員業績評価規程第7条第4項の規定により、講ずる措置を下記のとおり通知する。

記

項目	措置の内容
給与	
昇任	
再任	

※任期期間中の個人評価

平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度